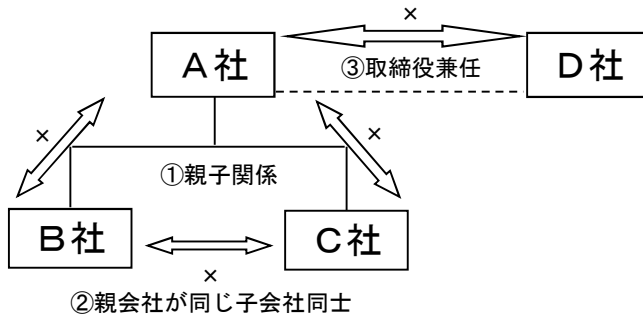


## 【同一入札への参加が制限される場合】

### イメージ図



#### 制限基準

- ①親会社と子会社の二者
- ②親会社を同じくする子会社同士
- ③役員等の兼任 等

※一者を除いて辞退すれば残る一者は参加可能

———— 資本関係の繋がりがりあり      - - - - - 役員等の兼任あり

⇔ 同一入札への参加が制限される場合

### ○資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。

- ①子会社等と親会社等の関係にある場合
- ②親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

### ○人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。

- ①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ③一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

※①については、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合を除く。

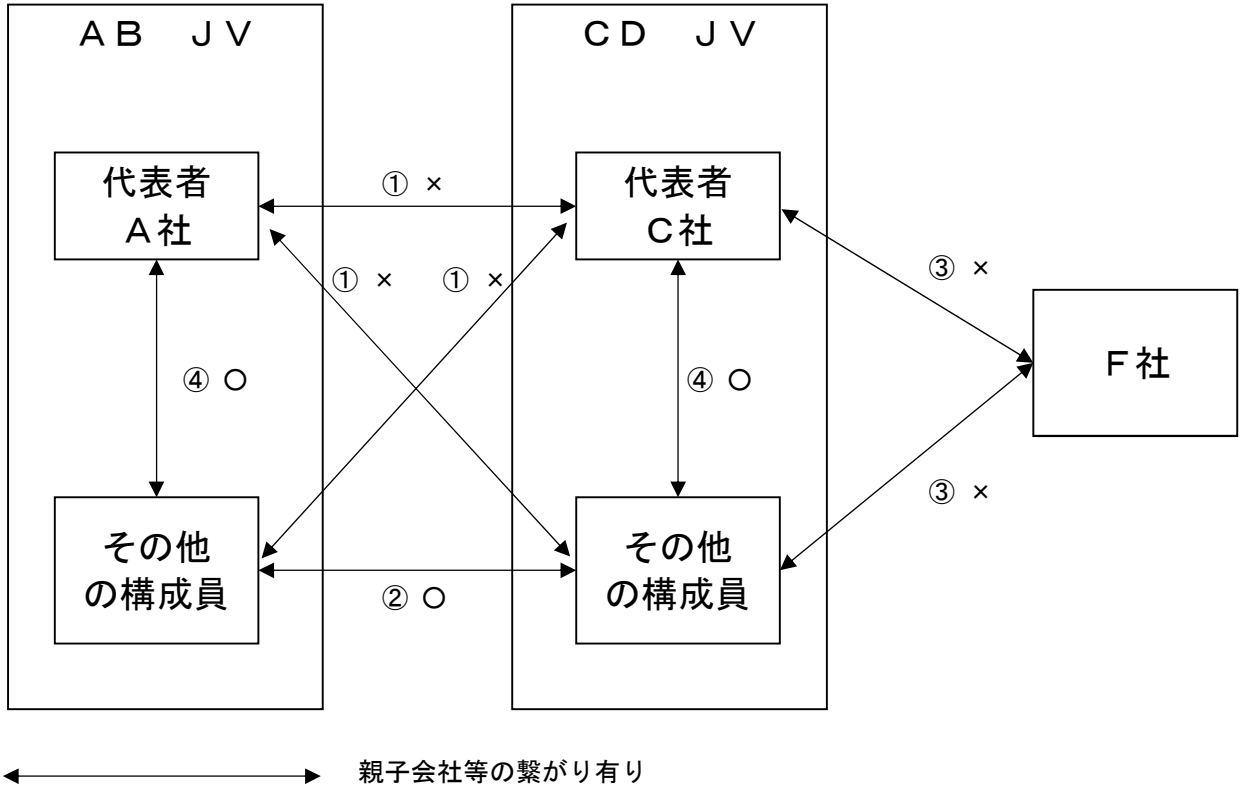
### ◎経常建設共同企業体の取扱い

資本関係等がある会社同士が、それぞれ別の経常建設共同企業体を組んでいる場合において、これらのうち、いずれか1社でも各々の経常建設共同企業体の代表者になっている場合は、同一入札について、資本関係がある会社を含む経常建設共同企業体のうち、いずれか1社の経常建設共同企業体しか入札への参加はできません。

(資本関係等がある会社全てが、それぞれ経常建設共同企業体の代表者以外の構成員であれば、全ての経常建設共同企業体が同一入札に参加することができます。)

◎特定建設工事共同企業体の取り扱い

- ①親子会社等が、それぞれ別の共同企業体を組んでいる場合において、これらのうち、いずれか1者でも各々の共同企業体の代表者になっている場合は、その親子会社等を含む共同企業体は同一入札に参加することはできません。
- ②親子会社等の全てが、それぞれ共同企業体の代表者以外のその他の構成員であれば、その親子会社等を含む共同企業体は同一入札に参加することができます。
- ③共同企業体の代表者又はその他の構成員が他の入札者と親子会社等の場合は、同一入札に参加することはできません。
- ④親子会社等同士が同一の共同企業体を組んでいる場合は、同一入札への参加の制限に該当しません。



## ○役員 の定義

- ① 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
  - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
  - ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
  - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
  - ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ② 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- ③ 持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員
- ④ 組合の理事
- ⑤ その他業務を執行するものであって①から④までに掲げる者に準ずる者
- ⑥ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- ⑦ 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

## ○親会社、子会社の定義

### 会社法第2条第3号の2及び第4号の2に規定する親会社・子会社

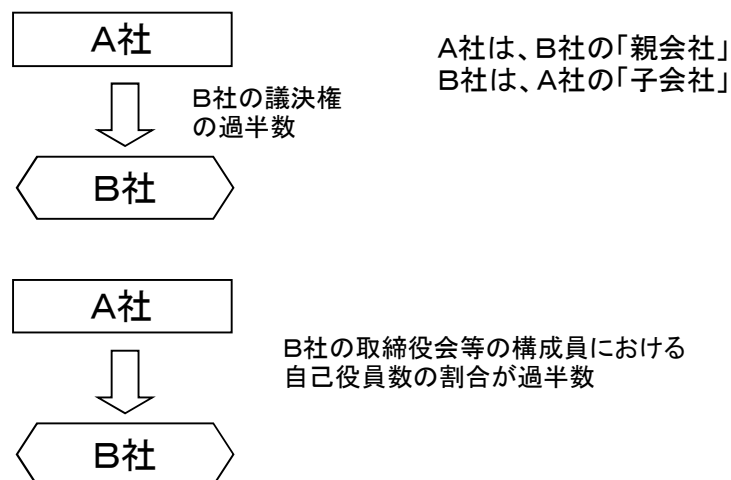
#### 第2条第3号の2

- イ 子会社（会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社  
がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）
- ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

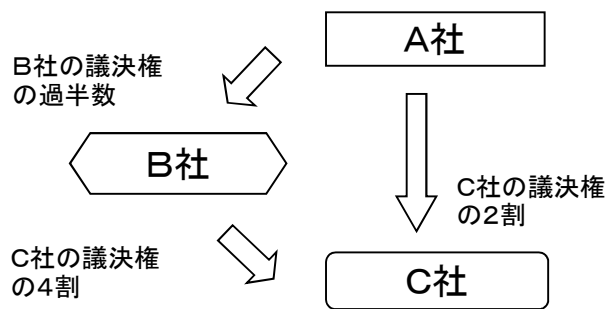
#### 第2条第4号の2

- イ 親会社（株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）
- ロ 株主会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの

#### ケース I



ケースⅡ

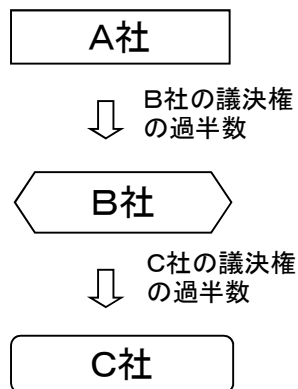


B社は、A社の「子会社」であり、親会社であるA社及び子会社であるB社が、C社の議決権の過半数を有することから、

会社法第2条の規定により、A社は、C社の「親会社」とみなされ、C社は、A社の「子会社」とみなされる。

	親会社	子会社
A社	—	B社、C社
B社	A社	—
C社	A社	—

ケースⅢ



B社は、A社の「子会社」であり、子会社であるB社が、C社の議決権の過半数を有することから、

会社法第2条の規定により、A社は、C社の「親会社」とみなされ、C社は、A社の「子会社」とみなされる。

	親会社	子会社
A社	—	B社、C社
B社	A社	C社
C社	A社、B社	—